

横浜市立立野小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第 2 条】

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

本校では、学校教育目標「子どもたちに『意欲・熱中・満足』を実現します」を掲げ、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見することができる人間形成を育てていく。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめは健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件。
- (2) 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

これらの理念を念頭に置き、学校・家庭・地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 対策委員会の構成員

- 管理職、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、学年主任、学級担任等の複数の教職員によって構成。
- 迅速に対応するため、管理職に加え、必要最小限の構成員で構成し、設置することもある。
- 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 対策委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 対策委員会の活動内容

- 未然防止
- 早期発見・事案対処
- 取組の検証・報告

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

① いじめの未然防止

- 年度当初の職員会議等では、全職員で学校経営方針、児童指導方針の共通理解を図る。子どもたちが、いじめを自分たちの問題として、主体的に話し合う機会を支援していく。
- 皆が気持ちよく過ごせるように「立野のきまり」や学年・学級の約束を守るように指導する。
- 教育活動全体を通して、コミュニケーション活動の充実を図り、何でも言える学級風土づくり、担任と子ども、子ども同士の人間関係づくりに努める。
- どの授業においても、適切な発問や板書をし、わかりやすく、魅力ある授業づくりを心がける。
- 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに教育活動を行う。
- 高学年における委員会・クラブ活動、各学年における実行委員会、異学年交流等、あらゆる教育活動で自己有用感を感じられるようにする。
- 人権・国際理解委員会を中心に、いじめ防止に向けた取組を5月に提案し、通年で実施する。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した、いじめ防止に関する校内研修を実施し、授業に取り入れたり、学級経営に活かしたりする。
- 職員会議や定期研修等で、『「いじめ」根絶！横浜メソッド』を活用した研修を実施する。
- 毎月の「学校いじめ防止対策委員会」で、各学年・学級での様子等、情報を共有する。いじめの疑いがある場合は、迅速に対策を講じる。

② いじめの早期発見

- 常日頃から子どもたちの様子を観察し、気になる子どもに声をかけたり、言葉や態度についてはその場で指導したりするとともに、内容によっては学年に相談し、チームでいじめ防止に取り組む。
- 毎月の職員会議において気になる子どもを報告し合って情報を共有し、内容によっては「学校いじめ防止対策委員会」を開き、チームで取り組むようにする。
- いじめ解決一斉キャンペーンを12月に実施。また、年間3回のいじめに関する生活実態調査（記名式アンケート2回、無記名式アンケート1回）を実施し、実態の把握、早期発見に努める。
- インターネットを通じたいじめに対処するために、プリント（資料）を配付したり、講座を開いたりして子どもや保護者への必要な啓発活動を行う。
- 保護者、地域、放課後キッズクラブ、関係機関等の学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- いじめ等があった場合は、担任だけではなく、管理職、児童支援専任、スクールカウンセラー、養護教諭など全教職員、その他様々な関係機関に相談できることを子どもや保護者に周知する。特に配慮が必要な子どもに対しては、より注意深く見守っていく。

③ いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに児童支援専任あるいは管理職に報告・相談し、管理職の下「学校いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応方針を決定する。
- いじめが疑われる情報が入った時には一人で対処せず、早急に、学年、児童支援専任、管理職に相談し、「学校いじめ防止対策委員会」を開き、事案解決に向けて、方針、目標、手順、役割を決め、直ちに対応に当たる。
- 当該児童からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともにできるだけ詳細な事実を把握する。
- 当該児童への救援を第一として子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。
- いじめを知らせた児童がいる場合は、その児童の安全も確保する。
- 周囲で見ていた児童からも話をよく聞き、当該児童の話と照らし合わせ事実確認をする。
- 関係児童から話をよく聞き、当該児童や周囲で見ていた児童の話と照らし合わせ事実確認をする。
- 児童から話を聞くときは、原則休み時間を活用し、学習権を保障する。
- 全教職員で情報を共有し再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援を行う。
- 保護者や地域、関係機関にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

④ いじめの解消

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
 - ・当該児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

- 定期的に、『「いじめ」根絶！横浜メソッド』を活用した校内研修を実施する。
- 児童支援専任教諭による「いじめの定義」等に関する児童理解研修を実施する。
- 専任教諭夏季研修に基づく校内研修を実施する。
- 外部講師を招き、特別支援教育の視点に立った、他者理解の校内研修を実施する。
- 外部講師を招き、児童、保護者と一緒に情報モラル教育の講義を受講する。
- 校内児童指導委員会やメンター研修の中で、『子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）』等を活用した「いじめの防止等に関する校内研修」を実施する。

⑥ 横浜こども会議

- 校内では「人権・国際理解委員会」の児童を中心に、子どもたちが主体となって、「だれにとっても」居心地のよい学校づくりをテーマに“いじめの未然防止”をめざしていく。
- 仲尾台中学校ブロック会議では、校内での取り組みを報告したり意見交換をしたりして、近隣校とも連携を図り関心を高めていく。
- 横浜こども会議（中区）では、区内市立小中学校、高等学校の代表者と報告・意見交換をとおして、「だれにとっても」居心地のよい学校づくりを広めていく。

⑦ 学校運営協議会等の活用

- 「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「学校・警察連絡協議会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える諸課題等を保護者、地域、関係機関と共有し、連携・協働して取り組む。

⑧ 取組の年間計画

◆令和5年度の取組の年間計画（予定）

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知報告書の引き継ぎ ・学校経営方針、児童指導方針、立野のきまり等の共通理解 ・人権教育、道徳教育全体計画・立案・実施 ・いじめの定義等に関する児童理解研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議（人権・国際理解委員会提案） ・いじめ解決のための生活アンケート（記名式）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域連携事業
6	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-P アンケート① 実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育講義（高学年） ・横浜子ども会議（中学校ブロック） ・専任教諭夏季研修に基づく校内研修 ・児童理解・児童指導研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・警察連絡協議会 ・個人面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研修 ・横浜子ども会議（中区） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議報告（校内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決のための生活アンケート（無記名式）実施 ・生活に関するアンケート（記名記述式）実施 	

1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 ・いじめ防止月間の取組（いじめ解決一斉キャンペーン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール ・まちとともに歩む懇話会 ・個人面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-P アンケート② 実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議（中学校ブロック振り返り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・警察連絡協議会 ・学校運営協議会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り ・新年度への引き継ぎ 	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止対策委員会（毎月・随時） ・いじめ認知の報告（毎月） ・情報共有、報告書の作成・提出（毎月・随時） ・人権教育・情報モラル教育（通年・道徳や特活） 	

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 重大事態の発生と報告

(1) 重大事態の意味

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより、相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童や保護者から、いじめにより、重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の判断

- 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、横浜市教育委員会事務局（東部学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課）が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

- 重大事態に該当すると判断した場合（疑いを含む）は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

5 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。